

退職後の医療保険制度関係 Q & A



よくある質問をまとめています。必ずお読みください。

※高知県における再任用制度を前提としています。

項目	質問	回答
1	退職しますが、現在の組合員証・被扶養者証はどうすればいいですか？	返納について、冊子1ページをご覧ください。
2	退職後、すぐに病院へ行く予定があります。 保険証が手元にない場合は、どうしたらよいですか？	医療機関の窓口で現在保険証の切り替え手続き中である旨を伝えていただき、医療機関の指示に従ってください。 保険証が手元にないため医療費を全額支払った場合は、後日、新しい健康保険組合へ請求手続きを行うことで給付を受け取ることができます。(請求手続きには「領収書」が必要となります。) 公立学校共済組合の組合員及び被扶養者の請求手続きについては、公立学校共済組合高知支部のホームページ>高知支部について>福祉事務の手引>(手引3)短期給付でご確認ください。
3	退職後に組合員証を使用して医療機関を受診してしまいました。 その後の手続きについて教えてください。	組合員の退職に伴い、共済組合員の資格を喪失しますと別の健康保険に加入する必要があるため、資格喪失後の組合員証を利用した医療費については、共済組合から後日請求します。 共済組合へ返還した医療費は、退職後に加入した健康保険組合へ請求することができますので、手続き等は加入した健康保険組合へお問い合わせください。
4	令和5年3月31日退職後、 令和5年4月1日から再任用職員(フルタイム) になります。 現在の組合員証・被扶養者証はどうすればいいですか？	引き続き公立学校共済組合員となりますので、令和5年4月1日以降も現在お使いの組合員証をそのまま使用してください。 被扶養者についても収入要件等に変更がなければ、現在お使いの被扶養者証をそのまま使用してください。ただし、令和5年4月以降、扶養手当の支給がなくなる被扶養者については認定種別切替手続きが必要です。
5	令和5年3月31日退職後、 令和5年4月1日から再任用職員(週20時間以上の短時間勤務) になります。現在の組合員証・被扶養者証はどうすればいいですか？	引き続き公立学校共済組合員となりますので、令和5年4月1日以降も現在お使いの組合員証をそのまま使用してください。ただし、令和5年4月以降、扶養手当の支給がなくなる被扶養者については認定種別切替手続きが必要です。

6	令和5年3月31日退職後、令和5年4月1日から再任用職員(週20時間未満の短時間勤務)となります。 現在の組合員証・被扶養者証はどうすればいいですか？ 令和5年4月1日以降の健康保険についてはどうなりますか？	現在お持ちの組合員証等は退職時の所属所へ返納してください。(所属所で取りまとめて共済組合へ返納する手続きになっています。組合員証等のみを直接共済組合へ送付しないでください。) 被扶養者証についても返却が必要です。 勤務時間が週20時間未満の勤務形態の場合は、健康保険が適用されないため、任意継続組合員制度、国民健康保険または家族の扶養から選択します。(冊子4ページ参照)
7	再任用職員になる予定ですが、勤務条件等についてはどうなりますか？	公立学校共済組合では詳細については分かりかねます。 ご自身で下記の各担当課へお問い合わせください。 ※主な問い合わせ先 ●各人事担当課 ・小中学校→高知県教育委員会小中学校課 (人事) TEL : 088-821-4639 ・県立学校→高知県教育委員会高等学校課 TEL : 088-821-4852 ●市町村費職員は、各市町村教育委員会へお問い合わせください。
8	令和5年3月31日に退職後、雇用保険の失業等給付をもらうことはできますか？	公務員は雇用保険法の適用対象外となっているため、失業等給付を受けることはできません。 【注】公立大学法人等の雇用保険法の適用事業所に勤務し、退職後に求職の申し込みを行った場合には、失業等給付を受けることができます。 雇用保険の給付手続きにつきましては、公立学校共済組合では分かりかねますので、ご自身で住所地のハローワークへお問い合わせください。
9	再任用職員(フルタイム)で働くように希望していますが、まだ決定の通知等はいただいていません。 この場合、4月以降の健康保険が心配なのでどのようにしたらいいですか。	任意継続組合員の申出を行った場合、再任用職員(フルタイム)で働くことが決定した際は任意継続組合員申出取消申請書を提出していただければ、任意継続組合員申出を取り消すことができます。 任意継続組合員の申出については、再任用職員の任用の決定が確認できてから、期限【令和5年4月6日】までに任意継続組合員申出書を提出していただいてもかまいません。

10	令和5年3月31日退職後、<u>1日も間を空けずに令和5年4月1日から臨時的任用職員（臨時講師）</u>となりますが、現在の組合員証・被扶養者証はどうすればいいですか？	引き続き公立学校共済組合員となりますので、令和5年4月1日以降も現在お使いの組合員証をそのまま使用してください。 被扶養者についても収入要件等に変更がなければ、現在お使いの被扶養者証をそのまま使用してください。ただし、令和5年4月以降、扶養手当の支給がなくなる被扶養者については認定種別切替手続きが必要です。 【注意】2か月以内の任用期間の場合、組合員とならない場合があります。任用についてはご自身で各人事担当課へお問い合わせください。 ※臨時的任用職員（臨時講師）をご希望されている方は、令和5年2月中旬以降に各所属所に送付される「退職教職員等に関する臨時的任用教職員（講師）希望調査票」を提出または人事担当課へご連絡ください。 ●臨時的任用教職員（講師）希望調査票について 高知県教育委員会事務局教職員・福利課 TEL：088-821-4903 ●各人事担当課 ・小中学校→高知県教育委員会小中学校課 (人事) TEL：088-821-4639 ・県立学校→高知県教育委員会高等学校課 TEL：088-821-4852
11	3月末に退職後、4月下旬から再就職予定（健康保険適用あり）です。 任意継続組合員制度に加入する必要がありますか。	退職日の翌日から再就職日までの期間について、何らかの医療保険制度に加入する必要があります。 任意継続組合員制度に加入する場合、任意継続組合員資格を取得した月に、資格喪失すると、4月分の任意継続掛金は還付されません。 国民健康保険に加入する場合、4月分の保険料については、ご自身で市町村へお問い合わせください。
12	任意継続組合員申出書の提出は普通郵便で送付していいですか？	提出方法については特に指定しておりません。 提出期限に遅れないよう、確実に共済組合に届く手段でご提出ください。 共済組合に届いたかどうかの確認依頼が増えております。共済組合では大量の郵便物があるため、すぐに回答できない場合がありますので、郵便物の追跡ができる方法で提出いただき、ご自身で確認していただきますようお願いいたします。（詳細はご自身で郵便局へお問い合わせください。）
13	任意継続組合員申出書の提出時に他の書類も同封していいですか？	公立学校共済組合高知支部へ提出する書類であれば、一つの封筒にまとめて入れて送っていただいて構いません。（高知県教職員互助会宛の書類は同封しないでください。）

14	任意継続組合員制度に加入しますが、組合員証はいつ届きますか？	「任意継続組合員申出書」の提出時期によります。 冊子 8 ページをご覧ください。
15	任意継続組合員の掛金は、現職の時の掛金額よりも高いのはどうしてですか。	現職時の掛金は、本人と事業主が 1/2 ずつ負担していましたが、任意継続組合員の場合は事業主負担がありませんので、全額自己負担となります。
16	任意継続組合員申出書を提出しましたが、加入することをやめます。どうすればいいですか。	「任意継続組合員申出取消申請書・任意継続掛金等還付請求書」(様式コーナー：様式 2) をご提出ください。 提出期限：令和 5 年 4 月 19 日（必着）です。 払込みしている任意継続掛金については全額返金となります。4 月 20 日以降の提出は、4 月分の掛金は徴収し、残りの期間分は返金となります。(4 月 1 日から他の健康保険に加入する場合は全額返金します。)
17	任意継続組合員の掛金を年一括で支払いましたが、年度途中で再就職して健康保険証が交付されました。手続きは必要ですか。また、任意継続掛金の返金はありますか。	任意継続組合員の資格喪失手続きが必要となります。 「任意継続組合員資格喪失届」に任意継続組合員証等を添えて提出してください。 なお、掛金を前納(年一括または半年一括)している場合で、未経過期間を有する場合は、未経過期間に係る掛金額を還付します。
19	任意継続組合員と家族の被扶養者ではどちらが有利ですか？	被扶養者の要件に該当するのであれば、「家族が加入する健康保険の被扶養者」になる方が掛金(保険料)負担が生じないため、経済的な面では有利といえます。 どちらを選択されるかについてご自身で判断してください。なお、被扶養者の認定基準は保険者によって異なる場合がありますので、家族の勤務先で確認してください。
20	退職後、民間会社に勤務している配偶者の被扶養者になれますか？	被扶養者の認定基準は保険者によって異なる場合があります。配偶者の勤務先で被扶養者として認定できるかをご自身で確認してください。 手続きの際に、「資格喪失証明書」が必要な場合は、資格喪失証明書交付申請書をご提出ください。
21	夫婦ともに公立学校共済組合員で、二人同時に退職し、任意継続組合員制度への加入を希望する場合はどのような選択肢がありますか？	①夫婦それぞれが任意継続組合員となる場合、掛金はそれぞれに発生します。 ②一方が任意継続組合員となり、配偶者の退職後の収入が被扶養者の認定要件(認定基準額等)を満たしていれば配偶者を被扶養者として認定することができます。この場合、掛金は一人分です。
22	夫が既に退職しており、共済組合の任意継続組合員制度に加入しています。私(妻)が今年度末で退職するとどのような健康保険の選択肢がありますか？	①夫は引き続き任意継続組合員制度に加入、妻も任意継続組合員制度に加入。この場合、掛金はそれぞれに発生します。 ②夫は引き続き任意継続組合員制度に加入、妻は夫の被扶養者になる。この場合、掛金は夫一人分のみとなります。 ③夫は任意継続組合員制度を脱退し、妻が任意継続組合員制度に加入して夫を被扶養者にする。この場合、掛金は妻

		一人分のみとなります。 ④夫は任意継続制度を脱退し、夫婦で市町村国民健康保険に加入する。保険料等はお住まいの市区町村役場等へお問い合わせください。 ①～④などのパターンが考えられますので、夫と妻の任意継続掛金及び国保保険料等を比較のうえ、加入するパターンを検討してください。 なお、被扶養者認定等については「任意継続組合員の被扶養者について」をご覧ください。
23	退職時に認定されていた被扶養者はどうなりますか？	①任意継続組合員制度に加入し、引き続き被扶養者の認定を希望する場合は<u>認定要件を満たしている限り</u>そのまま被扶養者とすることができます。「任意継続組合員申出書」に認定を継続する旨を記入してください。 ②任意継続組合員制度の加入と同時に被扶養者の認定要件を欠いた場合や、引き続き被扶養者の認定を希望しない場合は「任意継続組合員申出書」の「取消」を○で囲んでください。 ③任意継続組合員制度に加入しない場合、組合員自身の資格喪失と同時に被扶養者の資格も喪失します。 〈夫婦共に組合員で、一方が退職した場合〉 【子どもについて】 夫婦共同扶養（夫婦ともに共通して扶養義務がある方＝子ども）の場合には、現職の組合員への扶養替えが可能となります。 なお、<u>現職の組合員にその被扶養者に対する扶養手当が支給される場合は、現職の組合員への扶養替えの手続きを必ず行ってください。</u> 【医療給付の自己負担分にかかる給付について】 共済組合の給付 …現職の組合員の被扶養者及び任意継続組合員の被扶養者とも同様に支給されます。 互助会の給付 …任意継続組合員の被扶養者は対象となりません。 ●<u>現職の組合員への扶養替えが可能な場合は、現職の組合員の被扶養者とするほうが有利です。</u>
24	3月末で退職し、妻（夫）の被扶養者になることを希望しています。認定要件にある収入基準額の年間130万円未満（60歳以上の公的年金受給者又は障害年金受給者は年間180万円未満）は退職前に支給された1月～3月の給料や退職金は含みますか？	公立学校共済組合の被扶養者になる場合は、退職後の1年間の収入（見込み）で審査しますので、退職前の給料は含みません。 また、退職金は一時金として扱うため、含みません。 ただし、被扶養者の認定基準は保険者によって異なる場合がありますので、他の健康保険の被扶養者になる場合は、家族の勤務先で確認してください。

25	任意継続組合員の2年目の更新手続きはどうしたらいいですか？また、2年目に国民健康保険に切り替える場合の手続きはどうしたらいいですか？	1年目が満了する前月（2月）までに、任意継続組合員の継続の有無を確認する書類を送付します。継続されない方には、任意継続組合員資格喪失手続き書類と併せて国民健康保険の加入に必要な「資格喪失証明書」を送付します。
26	任意継続組合員の2年間経過後、3年目はどこに入ればいいのですか？	3年目は他の医療保険制度に加入することとなります。一般的には国民健康保険に加入することとなるため、お住まいの市区町村役場等の国保担当課で手続きを行います。
27	退職後、任意継続組合員制度に加入し、引き続き配偶者〔60歳未満〕を被扶養者にした場合、配偶者は国民年金保険料を払う必要がありますか？	任意継続組合員は年金制度の適用がないため、配偶者は国民年金第3号被保険者にはなりません。国民年金第1号としてご自身で国民年金の保険料を払う必要がありますので、お住まいの市区町村で加入手続きをしてください。
28	私は今年度末に退職します。退職後、公立学校共済組合の現職組合員である配偶者の被扶養者になる手続きは、どこで行うのですか？	退職後、被扶養者の認定要件（認定基準額等）を満たしていれば、現職組合員である配偶者の被扶養者となることができます。 令和5年4月1日以降に配偶者の勤務先（所属所）を通じて被扶養者認定の手続きを行ってください。 ※必要書類等は退職日までに準備しておく、手続きがスムーズです。必要書類等については、所属所の事務担当者、または公立学校共済組合高知支部のホームページ＞高知支部について＞福祉事務の手引＞（手引1）組合員資格でご確認ください。
29	退職後、家族の被扶養者になります。その際、公立学校共済組合から「資格喪失証明書」を発行してもらうよう言われましたがどうしたらいいのですか？	手続きの際に「資格喪失証明書」が必要な場合は、資格喪失証明書交付申請書をご提出ください。（様式は様式コーナー：様式4）
30	国民健康保険に関することはどこに問い合わせすればいいのですか？	お住まいの市町村の国民健康保険担当窓口にご自身でお問い合わせください。国民健康保険料（※市町村によっては国民健康保険税と呼ばれています。）を試算してほしい等確認したい内容をお伝えください。
31	国民健康保険と任意継続組合員、どちらの保険料が安いのですか。	国民健康保険の保険料は前年の所得をもとに計算され、共済組合の任意継続掛金は退職時の標準報酬月額を基に計算します。 そのため、退職直後の1年目では、国民健康保険の保険料が任意継続掛金より一般的に高くなる傾向があります。 また、退職後2年目は、共済の任意継続掛金は、計算の基になる任意継続掛金標準報酬月額が変わらないため、1年目とほぼ同額になります。 国民健康保険の保険料は、退職等により前年より収入が減少した場合、任意継続掛金より低くなる傾向があります。 退職後1年目は任意継続組合員となり、2年目は国民健康保険に加入することは可能です。（来年度末に2年目の継続の有無についての文書等を送付します。）